

2. 各集落の地区組織

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4990

2. 各集落の地区組織

鏡 味 治 也

- I. はじめに
- II. 日谷
- III. 直下
- IV. 曽宇
- V. 百々
- VI. おわりに

I. はじめに

三谷地区の日谷・直下・曽宇・百々の4集落は、地理的には隣接しながらも互いに尾根に隔てられ、あるいは閉ざされた山あいと開けた平野部という空間的相違から、それぞれが独自の社会的まとまりを比較的近年まで維持してきた。その基盤となってきたのが、区あるいは町内会と呼ばれるそれぞれの集落の地区組織である。

各集落の地区組織は、基本的な大枠では共通するものの、その立地や集落規模の違いに応じて、細かな点ではいくつかの相違が見られる。ここではその組織構成と活動のあらましを集落ごとに概観する。

II. 日谷

日谷の地区組織の役員は、区長1人、区長代理1人、相役（あいやく）が1人か2人、書記1人、生産部長1人、林産部長1人、それに6つの班の各班長からなる。このうち区長、区長代理および相役が、地区の行事を切り盛りする執行部に相当する。

区長、区長代理および相役は、いずれも任期一年で、近年では区長が60歳代、区長代理が50歳代、相役は40歳前後といった年齢構成を配慮して選ばれ得る傾向にあるという。選出方法は、まず年度末の3月におこなわれる寄り合いの前に、前年度役員が中心になって次期区長の候補者を5、6

人拾い出し、その中から話し合いによって候補者を一本化する。区長候補には、年齢のほかに、それまでに区長代理や相役などを経験した者がふさわしいとの暗黙の了解があるという。次にその候補者に合いそうな人を、その年齢を考慮に入れながら区長代理と相役の候補者に当てる。こうして一本化した候補者を寄り合いで提示して、次期役員として承認してもらう。区長は一期務めたら、ふつうは再任されないが、過去には2年続けてやった人もいたという。年齢や家庭の事情、あるいは勤めの関係で、ふさわしい人が見つからない場合には柔軟に対処しているようである。

書記は専従で、現在の者はもう10年ほどその職を務めている。地区の会計役も兼ね、かつては「算者（さんじや）」と呼ばれていた。地区の活動や寄り合いで取り決めの記録と、区費の徴収・管理がその仕事である。女性がこの役を努めることが多いが、それはふつう男性が昼間仕事をもついて忙しいからで、とくに女性と決められているわけではない。むしろ事務会計の経験があることを条件に選ばれることが多いという。

生産部長は農業関係の、林産部長は林業関係の仕事を担当する。その選出はそれぞれの部会でおこなう。生産部長は農家の間で毎年順番に回しており、また林産部長は山をもっている家の中でも山の世話に熱心な人が選ばれる傾向にあり、現在の部長はもう6、7年もその役を務めているという。

日谷はその地区内を空間的に6つの班に分けており、それぞれの班で班長を選出する。班長は種々の通知の伝達係の性格が強く、任期は一年で、班内の家のあいだで順番に選ばれるのがふつうである。

地区の諮りごとは、各家からひとりづつが参加しておこなう寄り合いで話し合い決定する。定例の寄り合いは、年度末の3月におこなわれる役員選挙の寄り合いと、3月の最後の日曜に開かれる「コモンナリ（小物成）」と呼ばれる寄り合い、そして新年度の4月10日くらいまでにおこなわれる初寄り合いである。役員選挙は上述のように実質的には前年度役員が提出した候補者の承認ということになる。コモンナリ寄り合いでは過ぎた一年の会計報告と新旧役員の交代がおこなわれ、つづけて夜の10時頃まで続く懇親会がもたれる。初寄り合いでは新しい役員による新年度の年次計画が提示される。こうした定例の寄り合いのほかに、2、3ヶ月に一回の割合で随時寄り合いを開いているという。寄り合いへの出席は住民世帯の義務であり、欠席した家には一律500円の罰金が科せられる。

寄り合いは、地区の中では下流よりの、谷が平野部に向かって開けるあたりに建てられた集会場でおこなわれる。この集会場は、地区住民から徴集する財源に市からの補助金を加えて建てられたもので、寄り合いのほか月々の区費の徴収もここでおこなわれ、また隣接する建物には地区で管理運営する共同浴場が設けられているなど、地区住民が日常的に集う場となっている。

地区の共同行事としては、4月2日の春祭り、9月15日の秋祭り、11月23日の新嘗祭など、地区内の白山神社で催される神事と、春の江掘りや夏の川刈りなどの共同作業がある。これらの行事

日程や仕事内容は、班長を通じて地区住民に伝達されるほか、有線放送を通じて各戸に知らされる。この有線放送の設備は1990年前後に設置されたもので、それ以前は回覧板が回され、さらにその前は班ごとに「云い送り」と称して家から家へ伝えられていたと云う。

地区行事の運営は住民から徴集する区費でまかなう。地区行事の通常経費は毎年だいたい決まっているので、それを12分して毎月徴集する。各戸ごとの徴収額は、総額の4割を戸数割（つまり一戸あたり一律いくら）で算出し、残りの6割を面積割（山林、水田、住宅地の面積をもとにした比例配分）で算出して、それを合算することで割り出す。少なくとも、ここ7、8年はこの方式で各戸当たりの負担額を算出しているといい、この算出と毎月の徴収が、書記の主な仕事となる。年間の過不足は、年度末のコモンナリ寄り合いの際に調整する。なお、特別な行事で予算が必要になった時には、そのつど寄り合いにかけて了承を得てから別途に徴収する。また特定の事業の歳出、たとえば山の仕事は山の持ち主のみで負担し、これも別途に徴収している。

III. 直下

直下の地区役員もまた区長、区長代理、相役、書記会計、生産組合長、林産組合長、および6つの班の各班長からなる。このうち区長、区長代理、相役を三役と呼び、書記会計と合わせて地区運営の執行部を構成する。ただし直下では相役はひとりで、おもに祭礼や共同作業の際の人夫の差配を担当する。書記会計をのぞいていずれも任期は1年である。

役員選挙で特徴的なのは、年度末の3月初めにおこなわれる役員決めの寄り合いの席で、投票に先立って「下札（したふだ）」と呼ばれるものを出席者のあいだで回すことである。これはただの白い紙で、当該年度の役員が10~15枚を用意し、寄り合いの席で集まっている人びとのあいだに適当に配る。受け取った人はそれに新年度の三役（区長・区長代理・相役）それぞれの候補を記入して隣の人に回す。受け取った人はさらに自分で考えた候補者を書き加えたりしながら順に回していく。こうしたことを10分くらいおこなった後、あらためて全体での投票に移るのである。下札を回すことの意味は、あらかじめある程度候補者をしづつとそれを出席者で回覧することにあるが、自分の名前が書かれた札が回ってくるとそれを消したり握りつぶしてしまう人もいて、かならずしも思惑どおりにはいかないようである。しかしこの手順を踏むことで、直下では役員選挙は寄り合いでの投票でもって、いわば有無をいわさず決めてしまうのが慣例になっている。なおあらかじめ回した下札は、回収せず出席者の手もとに置かれたままにしておく。

役員の年代構成は、区長は昔は50代が多かったが近年は60代の人に回ることが多くなったという。近年では勤めを退職した人が区長を務める傾向にあることが、そこに反映しているのかもしれません。

ない。他の役員の年代構成も日谷の場合と似ており、区長代理は区長より 10 歳程度若い人、相役は一時 40 代の人が多かった時期もあったが近年では 30 代の人がなることが多い。いずれの役も、続けて再任される例はめったにないが、1943 年から 2003 年までの歴代三役の名簿を見ると、数年おいて同じ役にふたたび三たび選ばれている人が散見される。なお、相役や区長代理を経験した人がより区長に選ばれる傾向にあるのは、日谷の場合とかわらない。

書記会計はやはり「算者」と呼ばれ、区長が依頼する専従職である。短くとも 3 年、長ければ 7、8 年続ける仕事で、直下では区長経験者が務めることが多いという。

生産組合長および林産組合長は、かつては区長が兼任していたが、1980 年代後半から別に選出するようになった。これも日谷同様、農業および林業それぞれの関係者のあいだで選ぶ。

直下もまた地区内を空間的に分けた 6 つの班からなるが、これは戦時中に始まる措置で、戦後の人口流出や谷あいから開けた平野部への移転とともに地区内の人口分布が変化し、一時 5 班だったこともある。班は共同作業の人夫の拠出単位でもあるため、班ごとに世帯数があまり異なるのは好ましくないので、隨時再編しているという。班長の選出は班内での回り持ちである。

定例の集会は、年度末の 3 月初めに次期役員を決める寄り合いをもち、その際にあわせて次年度の地区内各種団体への手当や人夫賃なども決める。さらに 3 月 20 日前後にコモンナリ寄り合いを開き、決算報告と区費の過不足分の調整をおこなう。そして新年度の 4 月に入り、初寄り合いをおこなって、役員の引き継ぎと新年度の事業計画を話し合う。そのあとは年間を通じて 2、3 回の寄り合いが隨時開かれる。

3・4 月の定例寄り合いに欠席すると 4000 円の罰金が、それ以外の寄り合いの場合には 2000 円の罰金が、「寄り合い人夫」と称して科される。寄り合いで決まったことは、回覧物にして班で回して伝達する。また行事前には有線放送を通じて各戸に伝えるが、これは 12 年ほど前からのことで、かつては班内で日替わりで当番を回して伝え歩く「アルキ(歩き)」と称する方法で伝達していたそうだ。

直下の会計年度は日谷と同じく 4 月から翌年の 3 月までだが、1987 年までは 1 月-12 月で、それにあわせて寄り合いも暮れに役員選挙と会計決算のそれをおこない、1 月に初寄り合いを催していた。所属する加賀市の会計年度に合わせるために 4 月-3 月に変えたのだと説明する人もいる。

寄り合いはかつては区長宅でおこなっていたというが、谷の出口付近、旧来の谷あいの家が途切れるあたりに町民会館が 1992 年に建てられてからは、そこで催される。この会館ではほかに老人会や婦人会の行事がもたれたり、また最近では葬儀をここでおこなう人も増え、さらに建物の一画には日谷と同様共同浴場が設けられていて、まさに地区住民の活動と憩いの場になっている。

地区の定例の行事は、江掘りや川刈りなどの共同作業と、地区内の菅原神社でおこなわれる春祭り(4 月 2 日) や秋祭り(9 月 15 日)、山祭り(12 月 9 日)などの神事である。この山祭りは山へ

の入り納めの日として、日谷や曾宇では各家庭で神棚にお供えを供えたりして個別におこなうものだが、直下では神社で合同でおこない、その際に厄年を迎えた住民が参拝してお祓いを受ける。

区費は一般町費と農林関係の土木工事費の二部立てで徴集される。各戸ごとの負担額の算出方法は、一般町費が戸数割（均等割）6割、固定資産割4割、農林関係が戸数割2割の固定資産割8割である。ただしこれは7、8年前からの比率で、1960年頃から1992年までは一般町費が均等割1/3：資産割2/3、土木費が均等割3割：資産割7割で算出されていた。

区費の徴収は12分して毎月5日か6日の日に町民会館でおこなわれる。住民はそれぞれの額を持ち寄り、会計が集金する。ここ10年ほどは、毎月各戸3000円づつを集めておいて、年度末に上の方法で割り出した各戸ごとの負担額に見合った過不足を調整するようにしている。

IV. 曾宇

曾宇の役員は区長1人、区長代理1人、世話役3人、会計1人、生産組合長および林産組合長各1人からなる。任期は会計をのぞいていずれも1年で、近年は若返りが目立っているという。

役員の選出は2月中旬に一回の選挙でおこなう。まず区長と区長代理を選ぶが、その際にかつては直下と同じように選挙に先立って下札を回していた。しかし談合になりがちだったので、数年前からそれを回すのをやめ、かわりに過去10年の役員名簿を回覧して参考にしてもらうことにした。区長代理経験者が区長になることが多いためという。

会計はここでもかつて「算者」と呼ばれ、専従職でだいたい6、7年は務める。町内費や固定資産税などの徴収を業務とする。

生産組合長は、1990年代中頃までは区長が兼任していたが、今は別に選んでいる。林産組合の方は6年ほど前から市と林業組合の指導で作られるようになったもので、これもその長を独自に選出している。

曾宇は4つの班に分かれるが、班長という役は設けず、区長代理および世話役の4人をそれぞれの班から出すことで、それに当てている。チラシの配布等に関しては、「アルキ」という当番制でもって班員世帯が順番にそれにあたる。夜回りやゴミ当番も同様の仕組みで、一回務めを終えたら当番札を次の家に回すことで順番を知らせる。夜回りは90年前の大火灾以来ずっとその方式で続けられてきた慣行だそうだ。

地区の定例の集会は、4月の初寄り合いと3月の終い寄り合いであり、これ以外には2ヶ月に1回くらいの割り合いで随時もたれる。寄り合いは地区の居住区のほぼ中央にある集会場でおこなわれるが、これは正式には林業構造改善センターといい、林産関係の補助を得て1985年頃に建てられ

たもので、地区の集会場としてはこの辺りで最初のものだという。それ以前は区長宅で寄り合いをおこなっていた。

地区の行事としては、江掘りや川刈り等の協同作業や、地区内の白山神社と寺尾観音でおこなわれる4月18日の春祭り、9月18日の寺尾観音の祭り、9月23日の白山神社の秋祭り、12月の白山神社での終い祭りといった定例の神事がある。秋祭りは以前は9月18日が白山神社の、同19日が寺尾観音の祭りだったが、10年ほど前から現在の日程に変更になった。また90年前の大火を忘れないため、3月27日に「焼け祭り」と称して白山神社でお祓いの祭事をおこなってきた。このほかに地区の行事として、1997年から毎年8月の最初の土曜日におこなうようになった夏祭りがある。8月のお盆のときに神社の境内で輪踊りをやっていたが、だんだん人が集まらなくなつたので、それにかえて企画実施されるようになったものだという。町内の子供広場を舞台にした輪踊りのほか、婦人会や老人会、青年団、消防団などが加わって各種催しをおこなっている。

地区の運営費となる町会費は、各世帯が毎月従来額を納入し、年度末の3月に過不足分を調整するやり方をとる。この年度末の調整をコモンナリという。各世帯の負担額の算出方法は、均等割と財産割を合わせたもので、以前からの算定比率をそのまま踏襲しているという。なお、会計年度は4月-3月だが、これは1997年からで、それ以前は1月-12月だったという。定例寄り合いの開かれる時期も、このときに現行の日程に移ったものと思われる。

V. 百々

百々は旧来の住民が11世帯と集落規模が小さいため、役員は区長、区長代理、書記会計の3人のみである。区長・区長代理は任期1年、書記会計はふつう長く務める。かつては年度末の寄り合いで新年度の役員を決めていたが、1985年頃から区長を順番で回すようになり、区長代理は区長の指名で決めている。区長は生産組合長も兼ねていたが、1985年頃から別に立てるようになった。

百々には目前の集会場がなく、寄り合いは区長宅でおこなわれる。定例の寄り合いは年度末の3月におこなう1回のみで、新年度の初寄り合いを兼ねている。有線放送の設備もなく、1990年頃までは「触れ番」という役を決めて伝達事項を各家に知らせた。これは1ヶ月を11世帯で割って順番に回す当番である。

地区の行事は定例の共同作業と、地区内の白山神社でおこなわれる4月3日の春祭り、9月15日の秋祭り、12月9日の山祭りが主なものである。このうち春祭りはかつては3月3日におこなっていたが、1959年に大火に遭って多くの家が焼けて以後、火災予防の祈願も合わせて火の出た4月4日の前日に祭りの日程を移したという。また百々でも直下と同様山祭りに合わせて厄年のお祓いを

神社でしている。

区費については、かつては夏と年末の2回に分けて徴集していたが、現在では毎月各世帯から2000円を徴収している。これは地区の通常経費に充てる分で、農業関係の事業に充てる田割り、林産関係の山割りは別建てで所有面積に応じて徴収する。ただし山割りは最近では実質収入がないので徴収していないという。

日々の地区運営の問題は、世帯数が少ないため役員のなり手を探すのが難しく、同じ人にすぐ回ってきててしまうことと、増えつつある転入世帯（数の上では旧来の住民世帯数に近づきつつある）とどのように折り合いをつけていくかということにある。

VI おわりに

以上概観したように、今回の調査対象とした4集落の地区組織は、その組織構成や運営内容の点で大枠のところでは共通するものの、細部では集落ごとの地理的特徴や歴史的経緯を反映させたいくつかの相違を見せてている。かつて、子供や若者の数が多くかった時には、三谷地区的運動会などで各集落が対抗意識をむきだしにして競技に熱中したという。また開けた平野部に位置する日々と谷あいの3つの集落では、その地理的環境に起因する差異意識もあったようだ。こうした「自分たちの集落」意識を、ここで見てきた地区の組織運営上のまとまりが根底から支えてきたことは確かであると思われる。